

まえばし発酵めぐりの旅お申込書(FAX・窓口用)

以下へ必要事項をご記入の上、下記までご返送ください。資料を送付させていただきます。尚、お申込みは旅行代金の入金をもって確定となります。

【お申込みFAX番号】027-235-2233

お名前	(ふりがな)		
	様 (男・女) 年齢()		
ご住所	〒		
お電話番号/FAX	TEL	- - / FAX	- -
	携帯電話【当日のご連絡】 - -		
メールアドレス			
ご連絡方法	※当日の行程表をお送りいたしますので、下記のいずれかに○をつけてください メール / FAX / ご郵送		
同行者情報①	お名前	(ふりがな)	お住まいの市町村
		様 (男・女)	
同行者情報②	お名前	(ふりがな)	お住まいの市町村
		様 (男・女)	

ご旅行条件書(要旨)

お申込みの際は、別途交付する詳細旅行条件書をお受け取りになり充分にお読みください。

この旅行は、前橋観光コンベンション協会(以下「当協会」という)が企画実施するものであり、この旅行に参加されるお客様と当協会との旅行契約は各コースに記載されている条件の他に下記の旅行条件及び国土交通省が定める標準旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。

●旅行のお申込み及び契約の成立

①所定の申込書に所定の事項をご記入の上、旅行代金の一部または全部とともに、当協会にご提出下さい。また、郵便、FAX、Eメール等でお申込みの場合は、所定の事項をご記入、当協会へ提出、当協会が予約を承諾した翌日から起算して7日以内に所定の口座に申込金をお支払い下さい。旅行契約の成立は、当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立いたします。

②旅行代金(申込金を除く残金)は、旅行3日前までに全額お支払いください。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に記載された交通費、食事代、イベント費、消費税等諸税、企画費が含まれております。お客様の都合により一部利用されない場合でも払い戻しはいたしません。

●取消料

①お客様はいつでも次に定める取消料をお支払いいただいて旅行契約を解消することができます。取消及び変更に係わる受付時間は当協会の営業時間内となります。

旅行開始日の前日から起算して。	取消料。
20日前～8日前の解除。	旅行代金の20%。
7日前～2日前の解除。	旅行代金の30%。
前日の解除。	旅行代金の40%。
当日(旅行開始前)の解除。	旅行代金の50%。
無連絡の不参加・旅行開始後の解除。	旅行代金の100%。

お客様のご都合ですでお申込みのコースや出発日を取り消され、新たにお申込みになる場合、またお申込みの人数の一部の人数を取り消される場合も、旅行代金に対してお一人様につき取消料の対象となります。

●旅行案内・旅行代金の変更

当協会は、天変地異、暴動、官公署の命令、遅延など、当初の運行計画によらないサービスの提供、その他当協会の関与しない事由により旅行代金を変更することがあります。

①当協会は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当協会の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。手荷物の損害については、14日以内に通知があった場合に限り、お一人様15万円を限度として賠償します。

②当協会は、お客様が次に事列する事由により損害を破られたときは責任を負いません。

【1】天変地異、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止【2】運送等サービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止【3】官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止【4】自由行動中の事故【5】食中毒【6】盗難【7】運送期間の遅延、不通、スケジュールの変更、経路変更またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

●旅行の取りやめ

お申込み人員が各コースに記載した最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取り止める時があります。この場合、旅行開始日の前日から起算して7日前までに旅行の中止する旨を通知します。

●お客様の責任

お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為もしくはお客様が当協会の規定に反する行為により当協会が損失を被った場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

●特別補償

当協会は、当協会の責任が生じるか否かを問わず、旅行業約款特別補償規定に定めるところにより、お客様が旅行中にその生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、賠償金および見舞金をお支払いいたします。ただし、その損害が疾病、お客様の故意、酒酔い運転または危険な運転中の事故によるものであるときは、当協会上記の補償金および見舞金をお支払いいたしません。

●旅程保証

①当協会は、パンフレットに記載した契約内容の内、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1%～3%の所定の率を乗じた変更補償金をお支払いいたします。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とし、又補償金額が1,000円未満の時はお支払いいたしません。なお当協会はおお客様の同意を得て、

金額による変更補償金の支払いに代えこれと相応の物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

【1】旅行開始日または旅行終了日の変更【2】入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地の変更

【3】運送期間の等級または設備のより低い料金のものへの変更【4】運送期間の種類又は会社名の変更

②次に掲げる変更の場合は、変更補償金のお支払いはいたしません。ただし次の【5】【6】の事由がオーバーブッキングによるときは、同補償金をお支払いいたします。

【1】旅行日程に支障をもたらす悪天候、天変地異【2】動乱

【3】暴動【4】官公署の命令【5】欠航、休業等運送期間のサービスの停止【6】遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供【7】旅行参加者の生命または身体安全確保のため必要な措置

●その他

①その他この旅行条件による他、国土交通省が定める標準旅行業約款企画旅行契約の部の定めるところによります。

②当協会はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

③このパンフレットは2019年5月20日現在を基準としております。

●旅行業務取扱責任者

旅行業務取扱責任者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

●個人情報の取扱について

①当協会及び受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

この当協会および受託旅行業者では、【1】当協会の商品サービス、キャンペーン等のご案内【2】旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い【3】各種アンケートのお願い【4】特典サービス提供等にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。